

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本トムソン株式会社			コード	6480
提出日	2022/5/31	異動(予定)日	2022/6/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	武井洋一	社外取締役	○														○		有
2	齊藤聡	社外取締役	○								△								有
3	野田篤子	社外取締役	○														○	新任	有
4	那須健人	社外監査役	○														○		有
5	木村和彦	社外監査役	○								△				△				有
6	林田和久	社外監査役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、当社との関係において独立性が疑われるような属性等はなく、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
2	当社グループの主要取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行(旧株式会社東海銀行)に勤務されていましたが、2002年3月に退職後、既に10年以上が経過しており、同行との間に特別な関係はありません。また、当社グループは同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行からの借入額も全体の2割程度と借入依存度は突出しておらず、当社の意思決定に影響を与えるものではありません。	会計、経営、法律に関する造詣も深く、主に大学教授として高い見地と幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、当社との関係において独立性が疑われるような属性等はなく、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
3		国際的な企業において、長年にわたり携わられた経営に関する豊富な経験と実績、当社グループと異なる事業分野で活躍してきた幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものと考えております。また、当社との関係において独立性が疑われるような属性等はなく、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定いたします。
4		主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、当社との関係において独立性が疑われるような属性等はなく、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
5	g. 当社グループの主要取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行(旧株式会社UFJ銀行)の執行役員でしたが、2006年6月に退任後、既に10年以上が経過しており、同行との間に特別な関係はありません。また、当社グループは同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行からの借入額も全体の2割程度と借入依存度は突出しておらず、当社の意思決定に影響を与えるものではありません。 j. 当社グループの保険契約があるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の常務執行役員、顧問を歴任されておりましたが、2015年3月に退任しており、同社との間に特別な関係はありません。また、同社との取引額は、当社の取引規模からして僅少であり、当社の意思決定に影響を与えるものではありません。	金融に関する造詣が深く、また、幅広い分野において監査業務に携わられた豊富な経験から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、当社との関係において独立性が疑われるような属性等はなく、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
6		公認会計士としての専門的知識と内部統制構築支援、各種法定監査等に携わられた豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、当社との関係において独立性が疑われるような属性等はなく、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。